

船舶事故調査報告書

平成25年9月19日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵男（部会長）

委員 庄司 邦昭

委員 根本 美奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成24年10月27日 00時00分ごろ
発生場所	岩手県宮古市鮭ヶ埼東方沖 鮭ヶ埼灯台から真方位078° 14.9海里付近 (概位 北緯39° 36.0′ 東経142° 23.0′)
事故調査の経過	平成24年11月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第二十三 ^{ちようきゆう} 長久丸、182トン 126659、有限会社長久丸漁業部 32.52m (Lr) × 6.60m × 3.35m、鋼 ディーゼル機関、735kW、昭和59年4月5日
乗組員等に関する情報	船長 男性 53歳 五級海技士（航海） 免許年月日 平成6年12月20日 免状交付年月日 平成21年7月17日 免状有効期間満了日 平成26年12月19日 漁ろう長 男性 59歳 五級海技士（航海） 免許年月日 昭和50年4月25日 免状交付年月日 平成23年3月9日 免状有効期間満了日 平成28年4月18日 機関員 男性 53歳
死傷者等	重傷 1人（機関員）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長、漁ろう長及び機関員ほか14人が乗り組み、さんま棒受網漁のため、岩手県釜石市釜石港を出港して鮭ヶ埼東方沖の漁場に至り、漁ろう長が船橋当直に就くとともに、操業の指揮を執り、左舷甲板上に設置されたサイドローラーの油圧ウインチレバー（以下「ウインチレバー」という。）の操作を船長が船首側、機関長が船尾側で行い、他の乗組員全員が左舷甲板上で揚網作業を開始した。 機関員は、両手で網を持ち、船尾甲板で揚網作業を行っていたが、

	<p>網がサイドローラーの下側に巻き込まれたので、網から両手を離そうとしたところ、平成24年10月27日00時00分ごろ、着用していた合羽の左袖が網と共にサイドローラーに巻き込まれ、左腕がサイドローラー下端とブルワーク上端の間に肩付近まで挟まれた。</p> <p>機関員の両隣で揚網作業を行っていた甲板員は、本事故の発生に気付いて機関長へ報告し、機関長は、ウインチレバーを操作してサイドローラーを停止後、反転させて他の乗組員と共に機関員を救出した。</p> <p>本船は、操業を中止して釜石港へ帰港し、機関員は、待機していた救急車で病院へ搬送され、左肋骨骨折及び左腕尺骨骨折と診断された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北、風速 約4～5m/s、視界 良好</p> <p>海象：波向 北、波高 約1m</p>
その他の事項	<p>サイドローラーは、海中にある網を甲板上へ引き揚げる作業を補助するため、ブルワーク上端に舷側に沿って設置され、溝が彫られたゴム素材が貼られた円柱状の回転体の漁ろう機器であり、本船には、左舷側に9本設置されていた。</p> <p>サイドローラーによって引き揚げられた網は、通常、サイドローラーから甲板上に落ちるが、網がサイドローラーのゴムに引っ掛かり、サイドローラーの下側に巻き込まれることがあった。</p> <p>機関員は、さんま棒受網漁の経験が2年目であった。</p> <p>機関員は、上下の合羽の上に救命胴衣及びゴム手袋を着用し、ヘルメットをかぶり、ゴム長靴を履いていた。</p> <p>船長及び漁ろう長は、日頃、乗組員に対し、けが等をしないよう、注意して漁ろう作業を行うように指導していた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は鮭ヶ埼東方沖で揚網作業中、機関員が、サイドローラーの下側に網が巻き込まれ、網から両手を離そうとしたところ、着用していた合羽の左袖が網と共にサイドローラーに巻き込まれたことから、左腕がサイドローラー下端とブルワーク上端の間に肩付近まで挟まれて負傷したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が鮭ヶ埼東方沖で揚網作業中、機関員が、サイドローラーの下側に網が巻き込まれ、網から両手を離そうとしたところ、着用していた合羽の左袖が網と共にサイドローラーに巻き込まれたため、左腕がサイドローラー下端とブルワーク上端の間に肩付近まで挟まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p>

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・ 漁ろう作業中は、着用している服装の袖口を絞るなどし、網やサイドローラーに巻き込まれないように注意すること。 |
|--|---|